

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市森林法施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）

3 改正の趣旨

静岡市は、森林法、森林法施行令及び森林法施行規則の施行に関し必要な事項を定めるものとして、静岡市森林法施行細則（平成18年静岡市規則第180号）を定めている。

今回、森林法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第313号）、森林法施行規則の一部を改正する省令（令和4年農林水産省令第56号）及び森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示（令和4年農林水産省告示第1493号）が施行されたことを踏まえ、静岡市森林法施行細則の一部を改正する。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係る規定の追加（第6条第1項関係）

森林法施行令の一部を改正する政令が施行され、森林法第10条の2第1項の規定による開発行為（以下「林地開発行為」という。）の許可を要する行為の規模について、太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係る規定が追加された。これを踏まえ、林地開発行為の許可に係る事項を変更しようとする場合についても同様の趣旨の規定を設けることとする。

（2）地位の承継の届出に係る添付書類の追加（第9条関係）

森林法施行規則の一部を改正する省令が施行され、林地開発行為の許可の申請時に添付する書類が追加されたことを踏まえ、林地開発行為を行う権原を取得した者が静岡市長に届け出る際に添付する書類についても同様に追加することとする。

（3）林地開発行為許可申請書（様式第1号）及び林地開発変更許可申請書（様式第5号）の改正

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示が施

行され、林地開発行為許可申請書の様式が改正されたことを踏まえ、林地開発行為許可申請書（様式第1号）及び林地開発変更許可申請書（様式第5号）についても同様の趣旨の改正を行うこととする。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年7月頃